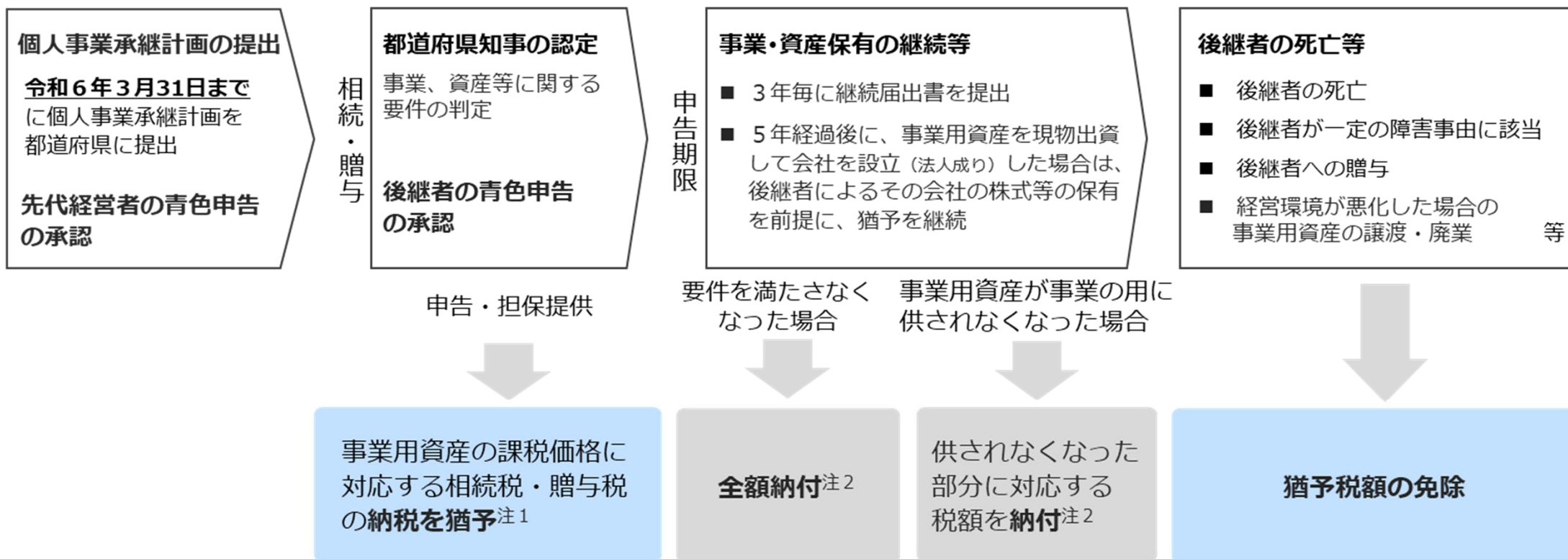


- 個人事業者である先代経営者から 後継者が一定の事業用資産を相続・贈与により取得した場合には、その事業用資産に係る相続税・贈与税の**納税が猶予**され、後継者の死亡等の場合には**免除**されます。
- 平成31年1月からの**10年間の措置**であり、基本的に法人版 事業承継税制（特例措置）と同様の仕組みです。

※1 令和6年3月31日までに**個人事業承継計画の策定**が必要

※2 対象資産：土地（400㎡まで）、建物（800㎡まで）、一定の減価償却資産。土地については、事業用の小規模宅地等の特例との選択制。



（注1）相続税について、被相続人に債務がある場合には、特例事業用資産の価額から債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く。）を控除した額を基に猶予税額を計算。

（注2）猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合は年3.6%〔特例：0.4%※〕 ※利子税特例基準割合0.9%の場合。